

2023年1月

お客さま各位

AIG損害保険株式会社

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約の改定について

ベーシック傷害保険(通信販売)にセット可能な下記1.に記載の特約に関して、従来は所定の感染症により実際に入院された場合に加えて、保健所から「就業制限」を課された場合も「入院」とみなして「入院保険金」をお支払いする規定としていましたが、今般、この「就業制限を課された場合を入院とみなす」規定を削除する改定を実施いたします。

1. 改定対象

保険期間開始日が2023年3月1日以降のご契約より改定いたします。

保険商品	改定する特約
ベーシック傷害保険 (通信販売用)	・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約

2. 改定内容

上記1.の特約を以下のとおり改定いたします。

- ・〈用語の定義〉における「就業制限」を削除します。
- ・第5条(入院保険金の支払)(2)を削除し、(3)以下を繰り上げます。
- ・別表2 保険金請求書類の「5. 被保険者に就業制限が課されたことおよび就業制限日数を記載した被保険者以外の医師または公的機関の証明書」を削除し、6. 以下を繰り上げます。

なお、「2023年3月1日以降保険始期用」と記載された「通信販売用ベーシック傷害保険の約款」は改定後の内容で掲載しております。

以上

ベーシック傷害保険 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約

改定前	改定後(保険期間開始日が2023年3月1日以降のご契約)																								
<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約</p>	<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約</p>																								
<p><用語の定義></p>	<p><用語の定義></p>																								
<p>(1)この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p>	<p>(1)この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="201 351 280 391"></th> <th data-bbox="280 351 470 391">用語</th> <th data-bbox="470 351 1097 391">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="201 391 280 422"></td> <td data-bbox="280 391 470 422"></td> <td data-bbox="470 391 1097 422">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 422 280 614">し</td> <td data-bbox="280 422 470 614">就業制限</td> <td data-bbox="470 422 1097 614">感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条(就業制限)第2項の規定による就業制限をいい、同法第1章第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 614 280 726"></td> <td data-bbox="280 614 470 726">診断</td> <td data-bbox="470 614 1097 726">医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		用語	定義			(略)	し	就業制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条(就業制限)第2項の規定による就業制限をいい、同法第1章第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。		診断	医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1198 351 1276 391"></th> <th data-bbox="1276 351 1467 391">用語</th> <th data-bbox="1467 351 2116 391">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1198 391 1276 422"></td> <td data-bbox="1276 391 1467 422"></td> <td data-bbox="1467 391 2116 422">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 422 1276 614"></td> <td data-bbox="1276 422 1467 614"></td> <td data-bbox="1467 422 2116 614">(削除)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 614 1276 726">し</td> <td data-bbox="1276 614 1467 726">診断</td> <td data-bbox="1467 614 2116 726">医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		用語	定義			(略)			(削除)	し	診断	医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
	用語	定義																							
		(略)																							
し	就業制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条(就業制限)第2項の規定による就業制限をいい、同法第1章第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。																							
	診断	医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。																							
	用語	定義																							
		(略)																							
		(削除)																							
し	診断	医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。																							
<p>第5条(入院保険金の支払)</p>	<p>第5条(入院保険金の支払)</p>																								
<p>(1)当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。</p>	<p>(1)当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。</p>																								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="201 877 414 949">入院保険金の額</td> <td data-bbox="414 877 481 949">=</td> <td data-bbox="481 877 806 949">入院保険金日額</td> <td data-bbox="806 877 862 949">×</td> <td data-bbox="862 877 1097 949">入院した日数(注)</td> </tr> </table>	入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数(注)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1198 877 1411 949">入院保険金の額</td> <td data-bbox="1411 877 1478 949">=</td> <td data-bbox="1478 877 1803 949">入院保険金日額</td> <td data-bbox="1803 877 1859 949">×</td> <td data-bbox="1859 877 2094 949">入院した日数(注)</td> </tr> </table>	入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数(注)														
入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数(注)																					
入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数(注)																					
<p>(注)180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。</p>	<p>(注)180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。</p>																								
<p><u>(2)当社は、被保険者に就業制限が課された場合は、入院したものとみなします。</u></p>																									
<p>(3)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。</p>	<p>(2)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。</p>																								
<p>(注)医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。</p>	<p>(注)医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。</p>																								
<p>(4)被保険者がこの特約または傷害入院保険金支払特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。</p>	<p>(3)被保険者がこの特約または傷害入院保険金支払特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。</p>																								

ベーシック傷害保険 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約

(略)

別表2 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	後遺障害	入院	通院
1. 保険金請求書		○	○	○
2. 保険証券		○	○	○
3. 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○
4. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○	○
5. 被保険者に就業制限が課されたことおよび就業制限日数を記載したその被保険者以外の医師または公的機関の証明書			○	
6. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○
7. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)		○	○	○
8. その他当社が普通保険約款第1章基本条項第16条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

(略)

別表2 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	後遺障害	入院	通院
1. 保険金請求書		○	○	○
2. 保険証券		○	○	○
3. 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○
4. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○	○

(削除)

5. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○
6. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)		○	○	○
7. その他当社が普通保険約款第1章基本条項第16条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。